

王滝村空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内にある空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、王滝村空き家情報登録制度に登録された空き家（以下「登録空き家」という。）の改修等に要する経費に対し、王滝村補助金等交付規則（昭和53年王滝村規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き王滝村空き家情報登録制度要綱（平成26年3月6日告示第5号）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家情報登録制度 王滝村空き家情報登録制度要綱（平成26年3月6日告示第5号）第2条第2号に規定する王滝村空き家情報登録制度をいう。
- (3) 所有者 登録空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(補助金の交付対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、村税を滞納している者や王滝村暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第2号に該当する者は除く。

- (1) 空き家情報登録に賃貸を目的とした空き家を登録した所有者（以下「所有者」という。）
- (2) 空き家情報登録に利用登録した買主（以下「買主」という。）

2 補助金の交付は、同一の空き家につき1回とする。

3 空き家の所有者の3親等以内の親族に対する賃貸又は売買は対象外とする。

(補助対象事業及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の条件)

第5条 交付対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家を賃貸するとして対象事業を行った空き家は、この要綱による補助金の交付を受け

た日から起算して5年以上賃貸物件として使用すること。ただし、借主の都合で退去し、かつ当該空き家を王滝村空き家情報登録制度へ引き続き5年以上登録する場合及び当該空き家を賃貸後に定住を希望する者に売却する場合はこの限りでない。

- (2) 空き家を売買するとして対象事業を行った空き家は、この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して5年以上買主の居住用又は事業用として使用すること。ただし、やむを得ない事情により当該空き家を取壊し、新築する場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 第4条第1項に規定する空き家の改修に対する補助金の交付を受けようとする補助金対象者（以下「申請者」という。）は、売買または賃貸借契約後1年以内に、王滝村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは王滝村空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該申請の内容の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、王滝村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項による申請書の内容を確認し、補助金の変更等を決定した場合、王滝村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、王滝村空き家片付け事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 村長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、提出された書類を審査し、必要に応じ申請者立ち合いのもと現地調査を行うことにより、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、王滝村空き家改修事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、補助金の交付額の確定後、王滝村空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(概算払)

第12条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた交付決定者は、補助事業の実施にあたり概算払が必要な場合には、王滝村空き家改修事業補助金概算払請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求できる上限額は、交付決定額の80パーセントとする。

(交付の取り消し又は補助金の返還)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは当該交付決定者に対し、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

(1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は、補助金の交付を受けたとき。

(3) 第5条の規定に違反したとき。ただし、村長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

2 空き家の所有者が当該賃貸物件を5年未満の賃貸借期間で返還を求めたとき及び空き家の買主が当該物件を5年未満の間に他人への貸与又は売買により居住しなくなったときは、別表2に定める額を返還しなければならない。

3 第4条第1項で定める別表1の、本村に住民票を有し、生活の拠点を本村に置いている所有者又は買主が村外に転出したときは、別表3に定める額を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は施行の日以後に事業を着手した者について適用し、施行の日以前に事業を着手した者については、なお従前の例による。

別表1 (第4条関係)

補助対象事業	補助率等
空き家の改修 (王滝村空き家情報登録制度要綱(平成26年3月6日告示第5号)第2条第1号に規定する空き家へ用途を変更する改修を含む) 居住の用に供せられる部分 (1)台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する居住設備品の設置等 (2)内装、屋根、外壁等の改修等 ※電気製品及び家具等の工事を伴わない購入は対象外 事業の用に供せられる部分 (1)台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する事業設備品の設置等 (2)内装、外壁、屋根、空間設備の改修 ※該当空き家において行う事業に必要な範囲内のものに限る。 ※床、壁、天井のいずれにも固定されない備品・物品等の購入は対象外。 ※増築、改築部分は対象外。	2分の1以内。75万円を限度とする。 ただし、本村に住民票を有し、生活の拠点を本村に置いている所有者又は買主が申請をしたときは、「2分の1以内」とあるのは「3分の2以内」に「75万円」とあるのは「100万円」とする。

別表2 (第13条第2項関係)

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

別表3 (第13条第3項関係)

交付日からの経過年数	返還を求める金額
------------	----------

1 年未満	加算した交付額の100%
1 年以上 2 年未満	加算した交付額の80%
2 年以上 3 年未満	加算した交付額の60%
3 年以上 4 年未満	加算した交付額の40%
4 年以上 5 年未満	加算した交付額の20%